

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年11月29日
【発行者の名称】	株式会社ニューロマジック (Neuromagic Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 黒井 基晴
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地六丁目16番1号
【電話番号】	(03)3248-1424 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CIO コーポレートグループリーダー 石川 修一
【担当F-A d v i s e rの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当F-A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当F-A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当F-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年12月16日にFukuoka PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ニューロマジック https://www.neuromagic.com/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第31期中	第29期	第30期
会計期間	自2024年3月1日 至2024年8月31日	自2022年3月1日 至2023年2月28日	自2023年3月1日 至2024年2月29日
売上高 (千円)	589,886	1,514,054	1,321,321
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△46,561	31,552	14,039
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	△45,813	20,085	△14,969
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△38,919	25,318	△8,252
純資産額 (千円)	166,378	211,843	201,130
総資産額 (千円)	528,665	701,222	642,371
1株当たり純資産額 (円)	208.07	268.84	255.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	3.60 (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	△57.30	25.49	△19.00
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.5	29.7	30.8
自己資本利益率 (%)	△25.2	10.2	△7.4
株価収益率 (%)	—	—	—
配当性向 (%)	—	14.13	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△26,553	△63,003	△43,233
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	450	△22,459	46,342
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△18,987	△82,296	△39,716
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	252,286	320,461	290,776
従業員数 (名)	90 (18)	92 (16)	93 (18)

- (注) 1. 当社は第31期中より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第30期ならびに第31期中間期は1株当たり中間(当期)純損失を計上しているため、記載していません。
3. 株価収益率については、第29期から第31期中間期は当社株式が非上場であるため記載していません。
4. 第30期ならびに第31期中間期の1株当たり配当額については、無配のため記載していません。
5. 第30期ならびに第31期中間期の配当性向については、無配のため記載していません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第30期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)ならびに、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づき、第31期中間期(2024年3月1日から2024年8月31日まで)の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第29期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 29 期から適用しております。
9. 2024 年 6 月 1 日付で普通株式 1 株につき 500 株の株式分割を行いました。第 29 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり中間(当期)純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
エクスペリエンスデザイン事業 全社（共通）	81（18） 9（－）
合計	90（18）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2024年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
90	38.6	6.4	4,991

セグメントの名称	従業員数（人）
エクスペリエンスデザイン事業	81（17）
全社（共通）	9（－）
合計	90（17）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、経済活動の正常化に伴うインバウンド需要の大幅な回復や堅調な企業業績等を背景に、雇用・所得環境の改善など景気は緩やかな回復が続きましたが、原材料・エネルギー価格の高止まりや継続する物価上昇など設備投資や個人消費が下振れする懸念要素もあり、依然として不透明な状況が続いております。このような事業環境において、当社グループでは期初より社内組織体制の大幅な改編を行い、業務の効率化とそれに伴う利益率の向上を図ってまいりました。また、案件獲得を目的とした社内チームの整備や外部業者の活用も開始し、売上規模の拡大にも努めている状況であります。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は589,886千円、営業損失は40,947千円、経常損失は46,561千円、親会社株主に帰属する中間純損失は45,813千円となりました。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

また、当社グループは、エクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、252,286千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動の結果、支出した資金は26,553千円となりました。これは主として、売上債権の減少額82,525千円があった一方で、税金等調整前中間純損失46,561千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動の結果、得られた資金は450千円となりました。これは主として、定期預金の払戻による収入7,200千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動の結果、支出した資金は18,987千円となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出14,465千円があったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。なお、当社グループはエクスペリエンスデザイン事業を主要な事業としており、また単一セグメントであるため、エクスペリエンスデザイン事業における販売高を記載しております。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	前年同期比 (%)
エクスペリエンスデザイン事業 (千円)	589,886	—
合計 (千円)	589,886	—

(注) 1. 当社は、2025年2月期中間期より中間連結財務諸表を作成しているため、対前年同期比 (%) を記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
日本ロレアル株式会社	129,446	21.9

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。2024年11月11日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はございません。

(1) 事業環境に関するリスク

①業界の動向について

当社グループが属するWEBインテグレーション市場やUX/UI市場においては、これまでも継続的に市場が拡大しており、今後も引き続き成長が予想されます。

しかしながら、当該市場を含めたインターネット市場全体において、利用に関する新たな法的規制等の導入や、その他予期せぬ要因により、インターネットの利用が阻害され、当該市場動向に大きな変化が生じることとなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②提供サービスの陳腐化について

当社グループが属するWEBインテグレーション市場やUX/UI市場においては、急速な技術変化や技術革新、サービスの質の向上が進行しており、それとともにユーザーニーズが急速に変化しています。継続的に競争力を維持し、顧客からの支持を得るためには、顧客のニーズを継続的に把握するだけでなく、市場における様々な変化も把握し、サービスを継続的に見直していく必要があると認識しております。

しかしながら、当社グループが保有するサービスやノウハウ、技術等が陳腐化し、新たな技術変化や技術革新に的確に対応することが遅れた場合、または継続的に変化するユーザーニーズに対して的確に対応することができなくなった場合等において、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③技術革新について

当社グループは、インターネット関連技術に基づき事業を展開しております。一方で、当該事業領域は技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が非常に速く、それらの技術を基盤とした新機能や新サービスの導入が継続的に行われる変化の非常に激しい市場と位置づけております。そのため、当社グループでは、最新技術の入手とともに新規開発を継続的に行っております。

しかしながら、当社グループが予見できない新たな革新的な技術が開発され、当社グループにおいて対応が遅れた場合や、対応するために多額の費用が発生する場合において、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

①競合他社の動向について

当社グループの事業は、WEBインテグレーション市場において、様々な規模のプロジェクトや、システム開発からコンテンツ制作に至るまで多岐にわたるサービスを統合的に提供してきております。特に近年においては成長するUX/UIやサービスデザイン領域において積極的な投資を行い、市場における競争力を強化してきています。

しかしながら、当社グループが行った施策が顧客に受け入れられなかった場合や、競合他社が当社グループ以上に価格面や品質面で上回り、顧客が競合他社サービスを新たに採用した場合には、顧客離れが発生して、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②提供サービスの品質管理について

当社グループの事業においては、当社の案件責任者による顧客から受注した案件の進行管理や、デザイン責任者による顧客WEBサイト等のデザイン品質において一定の水準を確保できるかどうかの判断等を行うことにより、提供サービスの品質確保に努めています。

しかしながら、管理者や制作者のリソース確保が十分に行われない場合、提供サービスの品質にばらつきが生じるだけでなく、顧客の満足度に対しても影響を及ぼすことにより、当社グループの品質イメージを棄損する可能性があります。その結果、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③新規事業展開について

当社グループは、継続的な事業拡大のために、国内外を問わず、新規事業開発や子会社の設立等を行っていく可能性があります。これらについては投資が比較的多額になる可能性があり、さらに予期せぬ要因により計画通りに展開できない可能性があります。また、これらが将来的に当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、計画通りの収益が獲得できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④海外における事業展開について

当社グループの連結売上高に占める海外現地法人の売上高構成比は軽微ですが、オランダ王国をはじめとしたヨーロッパ市場を今後の事業拡大領域として位置づけており、海外での事業展開と強化のために経営資源を投入しております。

しかしながら、海外で事業を行っていく上で、各国の法令や制度、政治や経済、社会情勢、文化や宗教、商慣習の違い、さらには為替レート変動等をはじめとしたさまざまな潜在的リスクが存在していると認識しており、それらのリスクに対応できないこと等により、事業展開が困難となった場合には、投資回収が困難となり、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成していることから、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤業務提携やM&Aについて

当社グループは、業務提携、合併等を通じた事業の拡大に取り組む可能性がございます。当社グループと提携先や合併先の持つ事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きな事業シナジーを発揮することを目指しておりますが、当初見込んでいた効果が発揮されない場合、またはこれらの提携が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスに関するリスク

①法規制について

当社グループの事業において、「下請代金支払遅延等防止法」「著作権法」「商標法」「個人情報の保護に関する法律」「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（2024年11月1日施行）」等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度や法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、本発行者情報公表日現在において法令違反等はありません。

②個人情報の保護について

当社グループは、事業展開や人材採用活動等を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、日本において「個人情報の保護に関する法律」が適用され、諸外国においては当該各国の個人情報に関する法律が適用されます。

当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークを取得しております。また、個人情報管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用されるガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや社内規定体制の瑕疵等により、個人情報が外部に流出した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権について

当社グループが使用する商標、ソフトウェア、システム等について、現時点において第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者

より、損害賠償請求、使用差止請求等が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

①内部管理体制について

当社グループは、継続的な成長のためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。

しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、また事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保と育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくための、当社の社風にあった優秀な人材の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは、事業計画に沿って優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材が計画的に確保できない場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③特定人物への依存について

当社の代表取締役社長 CEO である黒井基晴は、当社の株主（株式総数に対する所有株式数の割合 79.86%）であり、創業以来代表取締役社長 CEO を務めております。同氏は、WEB インテグレーションやU X/U I 関連ビジネスに関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループにおいては、取締役会や経営会議等における役員及び執行役員ら幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、現状においては当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ハラスメントについて

当社グループは、従業員一人一人を尊重し、パフォーマンスを発揮できるような勤務形態、環境を用意するよう努めております。そのため、当社グループでは、ハラスメント防止規程やコンプライアンス規程等を制定し、当社グループの役職員等が順守すべきルールを定めるとともに、違反行為が発覚した場合に備えて内部通報規程に弁護士事務所を内部通報窓口として設定しております。

しかしながら、各種ハラスメントが発生した場合には、職場環境の悪化にとどまらず、労災補償や企業イメージの悪化などによって、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害や感染症等について

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、日本市場の需要低下といった間接的な影響を受ける可能性があります。

(6) 会計上のリスク

①収益の季節的変動について

当社グループの売上高及び営業利益は、クライアントの決算期が1月から3月までの期間に集中する傾向に伴い季節的変動があり、1月から3月の属する第1四半期、第4四半期の売上高・営業利益が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。同時期に何らかのビジネス阻害要因が発生した場合、業績に影響を与える可能性があります。

②繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の計算は将来の課税所得の見通し及び税務上実現可能な利益計画に従い、実現可能性を定期的に評価しております。しかし、経営状況の悪化や税務調査の結果等により、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。そのため、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

将来の見通しの変化等により事業計画にダウンスайдリスクが判明した場合には、繰延税金資産の回収可能性に関しての見直しの要否を適時に判断できるような体制を構築しています。

③受注損失引当金の計上について

当社グループは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。

なお、受注契約ごとの仕様に基づいて直接費（納品までの工数及び外注費等）及び間接費を見積もり原価総額を計算し、将来の損失見込額を算定しております。

プロジェクト原価総額の見積りが大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（7）F-Adviser との契約について

当社グループは、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 F-Adviser に指定することについて 2024 年 9 月 17 日開催の取締役会決議に基づき、2024 年 9 月 17 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に、甲が再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議に

よる承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の

議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】
該当事項はありません。

6 【研究開発活動】
該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年11月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,152,000	2,328,400	823,600	823,600	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	3,152,000	2,328,400	823,600	823,600	—	—

- (注) 1. 2024年5月31日開催の定時株主総会決議により、2024年6月1日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は3,808株増加し、6,304株となっております。
2. 2024年5月31日開催の定時株主総会決議により、2024年5月31日付で普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。
3. 2024年5月17日開催の取締役会決議により、2024年5月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年6月1日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより株式数は786,424株増加し、788,000株となっております。
4. 2024年6月17日開催の取締役会において、2024年7月3日を払込完了日とする譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議し、払込が完了しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年6月1日(注)1	786,424	788,000	—	57,060	—	5,460
2024年7月3日(注)2	35,600	823,600	4,556	61,617	4,556	10,017

- (注) 1. 2024年5月17日開催の取締役会決議により、2024年5月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年6月1日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより株式数は786,424株増加し、788,000株となっております。
2. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当
募集株式の払込金額 1株につき256円
払込金額の総額 9,113,600円

出資の履行方法
増加する資本金及び資本準備金

譲渡制限期間
割当先

金銭報酬債権の現物出資による
資本金 4,556,800円
資本準備金 4,556,800円

2024年7月3日～2027年7月2日
業務執行取締役（社外取締役であるものを除く。）
3名 黒井基晴19,700株、木村隆二11,900株、
石川修一4,000株

(6) 【大株主の状況】

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
黒井 基晴 (注) 1、4	千葉県浦安市	657,700 (19,700)	79.86 (2.39)
木村 隆二 (注) 2、4	東京都世田谷区	84,900 (11,900)	10.31 (1.44)
山崎 里仁	東京都世田谷区	49,000	5.95
ジェフリー・サムズ	東京都府中市	11,500	1.40
ヘンリック・ファルクトフト	アメリカ合衆国ニューヨーク州	5,500	0.67
石川 修一 (注) 2、4	千葉県我孫子市	4,000 (4,000)	0.49 (0.49)
マイケル・チュウ	アメリカ合衆国ニューヨーク州	3,500	0.42
ロバート・スタイン	イギリス連合王国ロンドン自治区	3,000	0.36
安田 善一郎 (注) 3	東京都調布市	1,000	0.12
株式会社ミント・コーポレーション	東京都港区六本木二丁目4番9号	1,000	0.12
ポール・クロフト	アメリカ合衆国カリフォルニア州	1,000	0.12
計	—	822,100 (35,600)	99.82 (4.32)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長CEO）
2. 特別利害関係者等（当社の取締役）
3. 特別利害関係者等（当社の監査役）
4. 2024年6月17日付の取締役会決議により、2024年7月3日を払込期日として譲渡制限付株式の発行を行っております。（ ）内は、譲渡制限付株式の割合であり、内数であります。なお、譲渡制限付株式は、普通株式であります。
5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 823,600	8,236	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	823,600	—	—
総株主の議決権	—	8,236	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社は、2024年9月30日にTOKYO PRO Marketに上場したため、それ以前については記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて、連結財務諸表規則第4編の規定により、第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (2024年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	300,576	255,686
売掛金	198,495	110,849
仕掛品	※1 63,231	※1 39,439
その他	24,275	54,879
流動資産合計	586,578	460,854
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,583	5,583
工具、器具及び備品	33,933	37,895
リース資産	2,358	2,358
減価償却累計額	△27,512	△32,150
有形固定資産合計	14,361	13,686
投資その他の資産		
長期前払費用	2,101	11,715
繰延税金資産	18,114	19,276
その他	21,215	23,132
投資その他の資産合計	41,431	54,124
固定資産合計	55,793	67,810
資産合計	642,371	528,665

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (2024年8月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	63,087	36,254
1年内返済予定の長期借入金	33,516	31,016
未払金	96,485	73,870
未払法人税等	4,014	4,014
未払消費税等	※2 35,276	※2 14,472
受注損失引当金	1,832	5,190
その他	10,891	9,972
流動負債合計	245,104	174,790
固定負債		
長期借入金	147,522	135,557
退職給付に係る負債	47,954	51,387
その他	659	552
固定負債合計	196,136	187,496
負債合計	441,240	362,286
純資産の部		
株主資本		
資本金	57,060	61,617
資本剰余金	5,460	8,358
利益剰余金	122,317	76,503
株主資本合計	184,839	146,479
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	13,004	19,898
その他の包括利益累計額合計	13,004	19,898
非支配株主持分	3,287	—
純資産合計	201,130	166,378
負債純資産合計	642,371	528,665

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024 年 3 月 1 日 至 2024 年 8 月 31 日)
売上高	589,886
売上原価	492,740
売上総利益	97,146
販売費及び一般管理費	※ 138,093
営業損失(△)	△40,947
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	2
為替差益	4
その他	4
営業外収益合計	31
営業外費用	
支払利息	1,095
上場関連費用	4,550
営業外費用合計	5,645
経常損失(△)	△46,561
税金等調整前中間純損失(△)	△46,561
法人税、住民税及び事業税	413
法人税等調整額	△1,161
法人税等合計	△747
中間純損失(△)	△45,813
非支配株主に帰属する中間純利益	—
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△45,813

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
中間純損失 (△)		△45,813
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		6,894
その他の包括利益合計		※ 6,894
中間包括利益		△38,919
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		△38,919
非支配株主に係る中間包括利益		—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	57,060	5,460	122,317	184,839
当中間期変動額				
新株の発行	4,556	4,556		9,113
剰余金の配当			—	—
親会社株主に帰属する中間純損失 （△）			△45,813	△45,813
連結子会社株式の追加取得による 持分の増減		△1,659		△1,659
株主資本以外の項目の当期中間期 変動額（純額）				
当中間期変動額合計	4,556	2,897	△45,813	△38,359
当中間期末残高	61,617	8,358	76,503	146,479

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	13,004	13,004	3,287	201,130
当中間期変動額				
新株の発行				9,113
剰余金の配当				—
親会社株主に帰属する中間純損失 （△）				△45,813
連結子会社株式の追加取得による 持分の増減				△1,659
株主資本以外の項目の当期中間期 変動額（純額）	6,894	6,894	△3,287	3,606
当中間期変動額合計	6,894	6,894	△3,287	△34,752
当中間期末残高	19,898	19,898	—	166,378

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△46,561
減価償却費	4,637
受取利息及び受取配当金	△22
支払利息	1,095
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	3,357
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,432
売上債権の増減額 (△は増加)	82,525
棚卸資産の増減額 (△は増加)	25,299
仕入債務の増減額 (△は減少)	△26,893
未払金の増減額 (△は減少)	△24,650
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△20,551
その他	△26,717
小計	△25,048
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	△1,095
法人税等の支払額	△431
営業活動によるキャッシュ・フロー	△26,553
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△800
定期預金の払出による収入	7,200
有形固定資産の取得による支出	△3,962
保険積立金の支払による支出	△1,987
投資活動によるキャッシュ・フロー	450
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△14,465
非支配株主への払戻による支出	△4,263
その他	△259
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,987
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,600
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	△38,490
現金及び現金同等物の期首残高	290,776
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 252,286

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

Neuromagic Amsterdam B.V.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

Neuromagic Amsterdam B.V. の中間決算日は6月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、6月30日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年

(3) 重要な引当金の計上方法

受注損失引当金

受注案件のうち、期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、主に顧客からの要望に応じたWEBサイトの企画・制作やシステム設計・構築に加え、当該顧客を含めた保守売上を主たる事業としています。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① WEBサイトの企画・制作、システム設計・構築

WEBサイトの企画・制作、システム設計・構築による収益は、顧客との契約によるWEBコンテンツ制作やシステム構築等の業務の遂行によるものです。当該業務の遂行に伴い顧客が便益を享受すると判断されることから、義務の履行が完了した部分の対価を収受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しております。

② 保守運営サービス

保守運営サービスから生じる収益は、WEBサイトの保守等の役務提供によるものです。顧客との契約期間にわたり常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間に応じて均等按分により収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の

金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 2024年2月29日	当中間連結会計期間 2024年8月31日
仕掛品	6,470千円	20,108千円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
役員報酬	36,776千円
給与手当	15,639
外注費	14,753
退職給付費用	175

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数(株)	当中間連結会計期 間減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,576	822,024	-	823,600
合計	1,576	822,024	-	823,600

(注) 当社は2024年5月17日開催の取締役会決議により、2024年5月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年6月1日付で普通株式1株を500株に分割しております。また、2024年6月17日開催の取締役会において、2024年7月3日を払込完了日とする譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議し、払込が完了いたしました。これらにより株式数は822,024株増加しております。

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金勘定	255,686 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△3,400
現金及び現金同等物	252,286

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度 (2024年2月29日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金※2	181,038	180,818	△219
負債計	181,038	180,818	△219

当中間連結会計期間 (2024年8月31日)

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金※2	166,573	166,415	△157
負債計	166,573	166,415	△157

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「営業未払金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年2月29日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定含む）	—	180,818	—	180,818
負債計	—	180,818	—	180,818

当中間連結会計期間（2024年8月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定含む）	—	166,415	—	166,415
負債計	—	166,415	—	166,415

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

サービスカテゴリー別	当中間連結会計期間 （自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）
一時点で移転される財及びサービス	
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	586,532
顧客との契約から生じる収益	3,353
外部顧客への売上高	589,886

2. 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
契約負債（期首残高）	2,505	5,280
契約負債（中間期末（期末）残高）	5,280	69

契約負債は、主に、エクスペリエンスデザイン事業において、顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、エクスペリエンスデザイン事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日本ロレアル株式会社	129,446	エクスペリエンスデザイン事業

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり純資産額	255円24銭	208円07銭

- (注) 1. 当社は、2024年5月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年6月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失を算定しております。
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり中間純損失(△) (算定上の根拠)	—	△57円30銭
親会社株主に帰属する中間純損失金額(△) (千円)	—	△45,813
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中純 損失金額(△)(千円)	—	△45,813
普通株式の期中平均株式数(株)	—	799,609
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

株式会社ニューロマジック
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

西岡 明晃

指定社員
業務執行社員

公認会計士

江口 二郎

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューロマジックの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニューロマジック及び連結子会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上